

## 患者調査についてのよくあるご質問

- Q.1 患者調査で集計している傷病は、どのような基準で分類・表章しているのですか。 .....2
- Q.2 表章されている傷病大・中・小分類の対応表はありますか。 .....2
- Q.3 「推計患者数」と「総患者数」は何が違うのですか。 .....3
- Q.4 受療率の「人口 10 万対」とはどういう意味ですか。 .....3
- Q.5 どの都道府県で患者が多いか、比較することはできますか。 .....4
- Q.6 患者調査で罹患患者数（率）はわかりますか？ .....4
- Q.7 私の施設はこれまでに何度も調査対象になっています。どのように調査対象を決めているのですか。 .....4
- Q.8 患者調査の事務処理基準はどのように周知されていますか。 .....4
- Q.9 調査票の提出確保のためにどのような取り組みが行われていますか。 .....5
- Q.10 患者調査の対象施設を抽出する母集団（母集団フレーム）は何を使用しているのでしょうか。 .....5
- Q.11 調査票に回答が記載されていなかったり、記載内容に矛盾や外れ値があったりした場合、どのように集計されますか。 .....5
- Q.12 オンラインを用いた回答数はどの程度ですか。 .....5
- Q.13 提出された調査票のデータ入力の精度を保つために、どのような取組が行われていますか。 .....5
- Q.14 回答者や経由機関（都道府県等）の調査に対する認識の違い等による回答結果の誤差（非標本誤差）が生じないよう、何か対策をしていますか。 .....6
- Q.15 患者調査の「退院患者平均在院日数」と病院報告の「平均在院日数」の違いは何ですか。 .....6
- Q.16 平成 29 年患者調査で「手術名」が削除されましたが、今後、手術に関する状況を把握したい場合はどのようにすればよいですか。 .....7

Q.1 患者調査で集計している傷病は、どのような基準で分類・表章しているのですか。

A.1 患者調査で表章している傷病は、世界保健機関（WHO）の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（ICD）に基づいて定められた「疾病、傷害及び死因の統計分類」を適用して分類しています。

ICDは医学的に類似している疾患、傷害、状態等を区別して整理するための分類で、同じ性質を持つ傷病等は同じグループ（分類）にまとめられています。このため、診断名の異なる傷病が、同じ分類にまとめて表章されている場合もあります。

また、ICDでは全ての傷病は必ずどこかの分類に振り分けられるよう設計されていますが、全ての傷病名が明示されているものではなく、診断名を一つ一つ学術的に命名し、集めた医学用語集とは異なります。

【例】「無顆粒球症」と「好中球減少症」は異なる診断名ですが、ICD-10（2013年版）準拠では同じ「D70」に分類されます。

なお、ICDは、医学の進歩に合わせて改訂が行われており、患者調査においては以下のとおり適用しています。

昭和54年～平成5年調査 「疾病、傷害及び死因統計分類（ICD-9）」

平成8～17年調査 「疾病、傷害及び死因の統計分類（ICD-10 準拠）」

平成20～26年調査 「疾病、傷害及び死因の統計分類（ICD-10（2003年版）準拠）」

平成29、令和2年調査「疾病、傷害及び死因の統計分類（ICD-10（2013年版）準拠）」

Q.2 表章されている傷病大・中・小分類の対応表はありますか。

A.2 厚生労働省HPの下記のページに「疾病、傷害及び死因の統計分類」として掲載されているのでご覧ください。

厚生労働省ホーム > 統計情報・白書 > 各種統計調査結果

> 統計情報をご利用の方へ > 疾病、傷害及び死因分類に関する指標

[「疾病、傷害及び死因の統計分類」](https://www.mhlw.go.jp/toukei/sippeil/) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/sippeil/>

3. 疾病分類表

ア. ICD-10（2013年版）準拠 疾病分類表 を参照



Q.3 「推計患者数」と「総患者数」は何が違うのですか。

A.3 「推計患者数」は調査日当日（1日あたり）に医療機関を受診した患者数を推計した数です。一方の「総患者数」はある傷病における外来患者が一定期間ごとに再来するという仮定に加え、医療施設の稼働日を考慮した調整を行うことにより、調査日現在において継続的に医療を受けている方を、調査日には医療機関を受診していない方も含めて※、下記の計算式により推計し、千人単位で表章した数です。

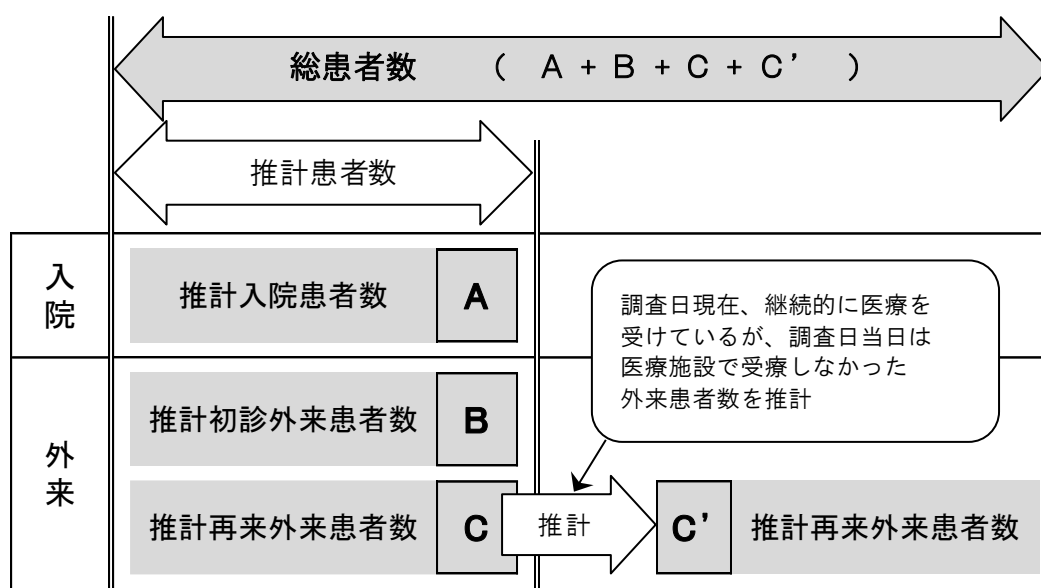
※例えば、ある傷病の平均診療間隔が7日だった場合、「7日に1度来院する再来外来患者の数=1日分の人数×7日」であろう、という考え方に基づいた推計。

計算式のとおりに、総患者数は表章単位（傷病・性・年齢階級等）ごとの平均診療間隔を用いて算出しているため、表章単位の内訳を合計しても表章単位の全体とならない場合がありますのでご注意ください。

（例）感染症疾患の内訳を合計しても「I 感染症及び寄生虫症」の総患者数と一致しない、等

$$\text{総患者数} = \text{推計入院患者数} + \text{推計初診外来患者数} + (\text{推計再来外来患者数} \times \text{平均診療間隔} \times \text{調整係数 (6/7)})$$

患者調査における「推計患者数」と「総患者数」



Q.4 受療率の「人口10万対」とはどういう意味ですか。

A.4 調査日当日に、病院、一般診療所、歯科診療所で受療した患者の推計数と、人口10万人との比率を「受療率」といい、人口10万人あたりで、どのくらいの方が医療機関を受診したかを表しています。百分率ではないため、100を超える場合もあります。



受療率（人口 10 万対）＝推計患者数 ÷ 推計人口\* × 100,000

※患者調査（3年に1回）と国勢調査（5年に1回）の実施年が重なる場合には、国勢調査人口を使用。

Q.5 どの都道府県で患者が多いか、比較することはできますか。

A.5 都道府県別にどのくらい患者がいるのかを把握する目的であれば、「推計患者数」や「総患者数」を患者住所地で都道府県別に集計した統計表をご覧ください。

ただし、人口が多い都道府県では少ない都道府県に比べて、医療機関を受診する患者の数も多くなる可能性があります。そのため、人口規模を調整した上での患者の状況を比較したい場合は「受療率」を都道府県別に集計した統計表も参考にしてください。

Q.6 患者調査で罹患者数（率）はわかりますか？

A.6 患者調査は医療機関を受診した患者数を把握している調査です。このため、罹患者数（率）や有病者数（率）のように、医療機関を受診していない患者も含めた数はわかりません。

Q.7 私の施設はこれまでに何度も調査対象になっています。どのように調査対象を決めているのですか。

A.7 患者調査の調査対象は、全国の医療施設を地域や施設の種類ごとにグループに分けたうえで、各グループの中から定められた数無作為に抽出しています（層化無作為抽出）。グループ内における医療施設によって調査対象となる回数に基本的には差異はなく、連続して調査対象となってしまう場合があります。

患者調査は、医療施設を利用する患者についてその傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的とした極めて重要な調査です。施設管理者の皆様におかれましては、調査の重要性をご理解いただき、ご協力を頂きますようお願いいたします。

[グループの分け方]

- 病院 … 二次医療圏、病院の種類、病床規模
- 一般診療所 … 都道府県、主たる診療科目、病床の有無
- 歯科診療所 … 都道府県

Q.8 患者調査の事務処理基準はどのように周知されていますか。

A.8 事務処理基準については「患者調査実施要領」としてまとめた冊子を作成し、調査協力機関である都道府県、保健所設置市及び特別区、保健所にそれぞれ配布しています。



Q.9 調査票の提出確保のためにどのような取り組みが行われていますか。

A.9 調査票の回収の管理は、厚生労働省から都道府県などの調査協力機関へ配布される調査対象名簿にて行われ、医療機関の廃止や休診により調査票の提出が不要な場合を除き、提出期限までに調査票が提出されない場合は保健所等から呼びかけを行うこととしています。

Q.10 患者調査の対象施設を抽出する母集団（母集団フレーム）は何を使用しているのでしょうか。

A.10 調査対象の抽出に使用する母集団フレームは、調査年2月時点の医療施設基本ファイル（医療施設調査の情報を元に整備する名簿情報）を用いています。そのため、調査実施時期の10月時点の母集団情報（目標母集団）とは数ヶ月分の差異があります。

Q.11 調査票に回答が記載されていないか、記載内容に矛盾や外れ値があったりした場合、どのように集計されますか。

A.11 回答がない場合や、記入内容に矛盾や外れ値があったりした場合は、厚生労働省にて精査し、一定の整理のもと必要な補足訂正を行った上で集計を行います。

Q.12 オンラインを用いた回答数はどの程度ですか。

A.12 調査対象施設数とオンラインによる回答施設数は下記のとおりです。【令和2年調査】

	（調査対象施設数）	（うちオンライン回答施設数）
病院	6,284 施設	3,416 施設
一般診療所	5,868 施設	1,281 施設
歯科診療所	1,277 施設	246 施設

Q.13 提出された調査票のデータ入力の精度を保つために、どのような取組が行われていますか。

A.13 厚生労働省へ提出された調査票（紙）からデータを作成する際は、必ず担当者を替えての再度入力を行うことを委託業者に義務づけています。

また電子調査票の場合は、医療機関の方が調査票に入力した後、データチェックを行うことで入力エラーを防ぐ仕組みとなっています。



Q.14 回答者や経由機関（都道府県等）の調査に対する認識の違い等による回答結果の誤差（非標本誤差）が生じないように、何か対策をしていますか。

A.14 患者調査では、調査対象となる医療施設に調査票の作成方法を記載した「調査の手引き」を配布し、提出された調査票の審査を行う都道府県、保健所設置市及び特別区、保健所には審査内容を記載した「患者調査実施要領」を配布して、調査票作成者や審査担当者の経験や質によって回答に誤差が生じないようにしています。

Q.15 患者調査の「退院患者平均在院日数」と病院報告の「平均在院日数」の違いは何ですか。

A.15 患者調査の「退院患者平均在院日数」は、調査期間中に医療機関を退院した患者の実際の在院日数の平均で、下記の計算式で算出しています。

患者調査の「退院患者平均在院日数」＝  
$$\Sigma (\text{退院患者票1枚分の推計退院患者数} \times \text{入院から退院までの日数}) \div \text{9月中の推計退院患者数}$$

一方、病院報告の「平均在院日数」は、入退院が定常状態（常に同じ状態）であると仮定して計算された理論値で、いわば病床の回転率を表したものとして下記の計算式で算出されます。

病院報告の「平均在院日数」＝  
$$\text{年間在院患者延数} \div 1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})$$

患者調査の退院患者平均在院日数は、病院だけでなく一般診療所の値が得られる、患者の年齢階級別・傷病別の値が得られる、という特徴がある一方で、調査結果は3年毎の公表となります。

一方で病院報告の平均在院日数は、患者の詳細な情報は把握できないものの、毎月結果が公表されています。

Q.16 平成 29 年患者調査で「手術名」が削除されましたが、今後、手術に関する状況を把握したい場合はどのようにすればよいですか。

A.16 「手術名」については、推計患者数の他、術前・術後の平均在院日数を把握することで、医療提供体制の検討にあたっての基礎資料として活用されてきました。しかしながら、本調査で使用していた術式の区分は、現在の医療技術の進歩に伴い、医療現場において一般的に使用される区分ではなくなってきたため、記入者負担の増加やデータ精度の担保が困難になる等の問題があり削除しました。

一方で、厚生労働省の行政記録情報から作成している「DPC 導入の影響評価に係る調査」や「社会医療診療行為別統計」において、詳細な手術の状況を把握しており、ホームページから結果を参照することができます。

ただし、時点（周期）、調査（集計）対象及び項目などが異なっているため、厳密には本調査結果との年次比較はできない点に留意する必要があります。

「DPC 導入の影響評価に係る調査」及び「社会医療診療行為別統計」と本調査の違いについては下記の表をご覧ください。また、それぞれの結果についてはリンク先を参照願います。

患者調査と「DPC 導入の影響評価に係る調査」及び「社会医療診療行為別統計」の比較

	患者調査	DPC 導入の影響評価に係る調査 (退院患者調査)	社会医療診療行為別統計
時点 (周期)	調査日： 入院・外来：10月の3日間の うち医療施設ごと に定める1日 退院：9月1日～30日までの 1か月間 (3年)	毎月分 (毎年度)	6月審査分 (毎年)
調査 (集計) 対象	病院 (6,484 施設) 一般診療所 (5,868 施設) 歯科診療所 (1,277 施設)  ※HR2年調査の調査対象施設数	DPC対象病院 (1,755 施設) DPC準備病院 ( 248 施設) 出来高算定病院 (3,313 施設)  ※R2年調査の集計対象施設数	保険医療機関等における医療保険 制度のレセプトのうち NDB に蓄 積されたレセプト (全数) (医科診療、歯科診療別、薬局調剤 別、自費診療、労災保険等による診 療や紙レセプト請求分は含まない)
項目 [把握期間]	術前・術後の平均在院日数 (手術名 (9種類) 別) [退院患者が入院していた期間]	平均在院日数 (診断群分類別) [4月～翌年3月までの1年間分]	
	推計退院患者数 (手術名 (9種類) 別) [退院患者が入院していた期間]		「手術」の診療行為別実施件数 「入院料等」の「短期滞在手術等基 本料3」に係る診療行為別実施件 数 (医科診療、歯科診療) [6月審査分の1か月分]

◇DPC 導入の影響評価に係る調査

令和2年度 DPC 導入の影響評価に係る調査「退院患者調査」の結果報告について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000196043\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000196043_00005.html)

参考資料1 (13) 診断群分類別在院日数 を参照

◇社会医療診療行為別統計 (e-Stat)

閲覧1 診療行為の状況

(医科診療)

[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450048&tstat=000001029602&cycle=7&tclass1=000001154766&tclass2=000001154767&tclass3=000001154768&cycle\\_facet=cycle&tclass4val=0](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450048&tstat=000001029602&cycle=7&tclass1=000001154766&tclass2=000001154767&tclass3=000001154768&cycle_facet=cycle&tclass4val=0)

※「第1表 医科診療 (総数) 件数・診療実日数・実施件数・回数・点数、診療行為 (細分類)、一般医療—後期医療・年齢階級別」などを参照

(歯科診療)

[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450048&tstat=000001029602&cycle=7&tclass1=000001154766&tclass2=000001154767&tclass3=000001154894&cycle\\_facet=tclass1%3Atclass2%3Acycle&tclass4](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450048&tstat=000001029602&cycle=7&tclass1=000001154766&tclass2=000001154767&tclass3=000001154894&cycle_facet=tclass1%3Atclass2%3Acycle&tclass4)





[val=0](#)

※「第1表 歯科診療 件数・診療実日数・回数・点数, 一般医療—後期医療、診療行為(大分類)、歯科病院—歯科診療所別」などを参照